

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	児童扶養手当支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

阿南市は、児童扶養手当支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

児童扶養手当支給に関する事務では、その事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関して契約内容に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

徳島県阿南市長

## 公表日

令和5年7月7日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当支給に関する事務
②事務の概要	<p>児童扶養手当法(昭和36年法律238号)に基づき、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給するに当たり、支給要件及び支給制限の審査等に関する事務を行う。</p> <p>阿南市(以下「本市」という。)は、児童扶養手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①認定請求書の受理、審査及び応答</li> <li>②受給者情報変更に係る各種届出の受理、審査及び応答</li> <li>③受給資格及び支給要件に係る確認及び照会</li> <li>④証書交付に係る申請及び届出の事務処理</li> <li>⑤支給額の決定及び支払</li> </ul> <p>〈ぴったりサービス〉</p> <p>マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。</p> <p>・児童扶養手当の現況届の事前送信</p> <p>番号法別表第2に基づいて、本市は、児童扶養手当支給に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	1. 児童扶養手当システム 2. 番号連携サーバー 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表第1の37の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第29条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施する 〕 &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2</p> <p>(別表第2における情報提供の根拠)</p> <p>別表第2の13、16、26、30、47、57、64、65、87、116の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)第10条の3、第12条、第19条、第31条、第35条、第36条、第44条及び第59条の2の2</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠)</p> <p>別表第2の57の項</p> <p>別表第2省令 第31条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 福祉事務所 こども課 こども相談室
②所属長の役職名	室長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	阿南市総務部総務課 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 電話 0884-22-3804

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	阿南市保健福祉部福祉事務所こども課こども相談室 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 電話 0884-22-1677
-----	---

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[ 基礎項目評価書 ]			<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
8. 監査			
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ○ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	阿南市企画部行政情報課 電話 0884-28-9885	阿南市総務部総務課 電話 0884-22-3804	事後	
平成29年5月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2  (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の13、16、26、30、47、57、64、65、87、116の項  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)第12条、第19条、第35条、第36条及び第44条  (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の57の項 別表第2省令 第31条	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2  (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の13、16、26、30、47、57、64、65、87、116の項  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)第12条、第19条、第26条の2、第31条、第35条、第36条、第44条及び第59条の2  (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の57の項 別表第2省令 第31条	事前	
平成31年3月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	②所属長 室長 生島 菜穂子	②所属長の役職名 室長	事後	記載事項に係る改正及び変更による項目変更(経過措置期間)
平成31年4月1日	VIIリスク対策	なし	項目追加	事後	記載事項に係る改正及び変更による項目追加(経過措置期間)
平成31年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2  (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の13、16、26、30、47、57、64、65、87、116の項  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)第12条、第19条、第26条の2、第31条、第35条、第36条、第44条及び第59条の2  (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の57の項 別表第2省令 第31条	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2  (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の13、16、26、30、47、57、64、65、87、116の項  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)第10条の3、第12条、第19条、第31条、第35条、第36条、第44条及び第59条の2  (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の57の項 別表第2省令 第31条	事後	
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつの時点の計数か	平成27年7月1日	平成31年4月1日	事後	
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつの時点の計数か	平成27年7月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年10月31日	8. 監査	[○] 自己点検	[○] 外部監査	事後	
令和3年4月15日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつの時点の計数か	平成31年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年4月15日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつの時点の計数か	平成31年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年4月15日	8. 監査	[○] 外部監査	[○] 自己点検	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月7日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の13、16、26、30、47、57、64、65、87、116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)第10条の3、第12条、第19条、第31条、第35条、第36条、第44条及び第59条の2 (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の57の項 別表第2省令 第31条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の13、16、26、30、47、57、64、65、87、116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)第10条の3、第12条、第19条、第31条、第35条、第36条、第44条及び第59条の2 (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の57の項 別表第2省令 第31条	事後	
令和4年4月7日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつの時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年4月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつの時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年4月7日	8. 監査	[ ] 内部監査	[○] 内部監査	事後	
令和4年5月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童扶養手当法(昭和36年法律238号)に基づき、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給するに当たり、支給要件及び支給制限の審査等に関する事務を行う。  阿南市(以下「本市」という。)は、児童扶養手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。  ①認定請求書の受理、審査及び応答 ②受給者情報変更に係る各種届出の受理、審査及び応答 ③受給資格及び支給要件に係る確認及び照会 ④証書交付に係る申請及び届出の事務処理 ⑤支給額の決定及び支払  番号法別表第2に基づいて、本市は、児童扶養手当支給に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	児童扶養手当法(昭和36年法律238号)に基づき、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給するに当たり、支給要件及び支給制限の審査等に関する事務を行う。  阿南市(以下「本市」という。)は、児童扶養手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。  ①認定請求書の受理、審査及び応答 ②受給者情報変更に係る各種届出の受理、審査及び応答 ③受給資格及び支給要件に係る確認及び照会 ④証書交付に係る申請及び届出の事務処理 ⑤支給額の決定及び支払  《ぴったりサービス》 マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。 ・児童扶養手当の現況届の事前送信  番号法別表第2に基づいて、本市は、児童扶養手当支給に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事後	
令和4年5月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 児童扶養手当システム 2. 番号連携サーバー 3. 中間サーバー	1. 児童扶養手当システム 2. 番号連携サーバー 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能	事後	
令和4年5月22日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつの時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和4年5月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつの時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	